

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

13	市営単独住宅（熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 45 号）第 2 条第 8 号の市営単独住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
14	小集落改良住宅（熊本市小集落改良住宅条例（平成 22 年条例第 80 号）第 1 条の小集落改良住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の条例で定める事務を追加するため、所要の改

正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。